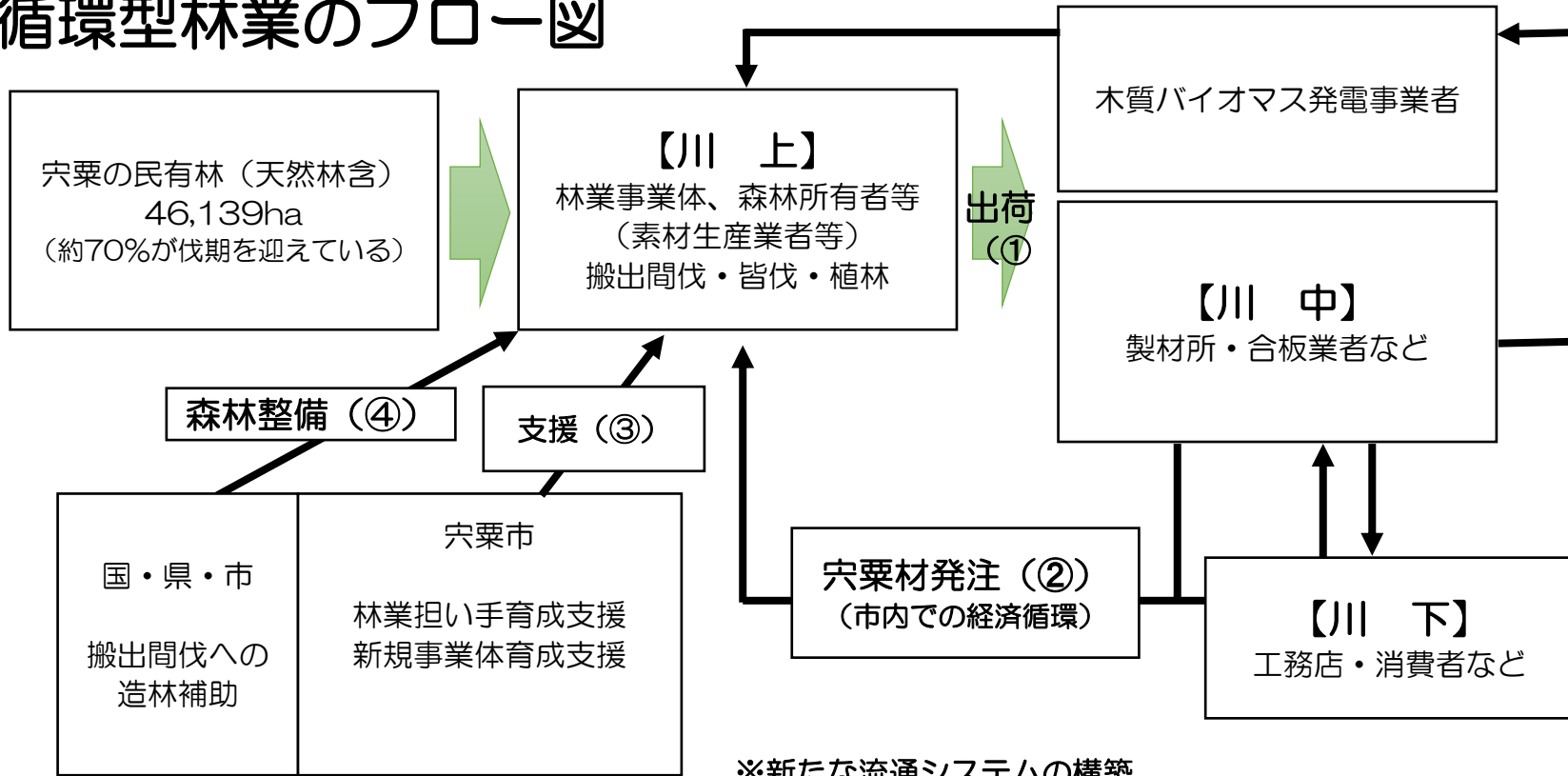


循環型林業のフロー図



※新たな流通システムの構築
伐る・使う→植える→育てる＝「循環型林業の推進」

注釈)

- ①林業事業体は、搬出間伐や皆伐した材を製材所や工務店に出荷し、C材などの材価が低いものは木質バイオマス発電事業者へ出荷します。
- ②製材所や工務店などは「使用したい材を使用したい分だけ」林業事業体に発注します。
- ※なんでも宍粟材でそろろう。→川上から川下までが企業間連携し、新たな流通システムの構築を目指す。(6次産業化)
- ③市独自施策として、林業担い手の確保・育成のため、林業事業体に対して支援します。
- ④国・県・市は、林業事業体や森林所有者に対して、「林業再生」のため搬出間伐などの森林整備を支援・実施します。